処分事案一覧（令和８年度）【令和8年11月13日現在】

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県立高等学校教諭 （会津地区　40代　男性）	戒告	R8.6.19	令和８年１月３０日（金）、酒類を提供する飲食店において、隣の席に座っていた勤務校の女性職員の臀部を触ったことにより、同職員に精神的苦痛を与えたものである。
県立中学校教諭 （会津地区　50代　男性）	停職１月	R8.7.24	令和８年３月１４日（土）から翌１５日（日）にかけて、会津若松市内の酒類を提供する飲食店において飲酒したにもかかわらず、帰宅するために自転車を運転し、午前３時０７分頃、警察官による職務質問及び呼気検査を受け、基準値を超えるアルコールが検出されことにより検挙され、同年５月２６日（火）に罰金１０万円の略式命令を受けたものである。
県立高等学校 教諭 （県中地区　50代　男性）	停職１月	R8.7.24	令和８年４月２４日（金）の勤務終了後、帰宅途中に購入した缶入りのアルコール飲料を郡山市内の駅構内で飲酒したにもかかわらず、福島市内で電車を下車後に自転車を運転し、同日午後９時２９分頃、警察官による職務質問及び呼気検査を受け、基準値を超えるアルコールが検出されたことにより検挙され、同年６月８日（月）に罰金１０万円の略式命令を受けたものである。
市町村立小学校 教諭 （相双地区　20代　女性）	減給３月	R8.7.24	令和８年２月１１日（水）午後５時５８分頃、私用のため自家用車を運転中、猪苗代町内の磐越自動車道において、法定速度時速８０キロメートルのところを時速１３９キロメートルで走行し、時速５９キロメートルの速度超過により、速度違反取締装置に感知され、同年５月１３日（水）罰金８万円の略式命令を受けたものである。
市町村立小学校　教頭 （県中地区　50代　男性）	停職１月	R8.9.11	令和８年４月から６月にかけて、勤務校において、女性職員の臀部を手等で複数回叩くとともに、同年７月１７日（金）に同職員の脇腹に手を回して抱き寄せるなどしたことにより、同職員に精神的苦痛を与えたものである。
市町村立中学校 教諭 （会津地区　60代　男性）	停職１月	R8.9.11	令和８年６月９日（火）、部活動の大会引率中に会場で居眠りをした際に、勤務校の男子生徒１名が被処分者の右膝に故意に接触したと思い込み、同生徒の腹部を１回、その後左頬を２回、拳で殴打したものである。
市町村立小学校 主事 （いわき地区　20代　女性）	減給１月	R8.9.11	令和６年７月から１２月にかけて、管理職からの再三の指導があったにもかかわらず、収入台帳や集金台帳の作成等、学校徴収金の処理を適正に行わなかったことにより、関係の口座に納入先が不明な残金44,158 円を生じさせたものである。
県立高等学校 教諭 （いわき地区　50代　女性）	停職３月	R8.10.9	令和８年７月２８日（火）、いわき市内のスーパーマーケットにおいて、購入した商品とは別の商品に貼付されていた値引きシールをはがして用いることにより、安価に商品を購入したものである。
県立高等学校 講師 （いわき地区　30代　男性）	減給１月	R8.11.13	令和８年９月７日（月）、郡山方面に出張する予定であったにもかかわらず、正当な理由なく、勤務を欠いた。また、管理職に対して、当該出張を実施し、予定していた業務に従事した旨の虚偽の復命を行ったものである。
県立高等学校 教諭 （県中地区　40代　男性）	戒告	R8.11.13	令和８年６月２４日（水）、午後７時５０分頃、私用のため自家用車を運転中、郡山市の交差点において、一時停止後に自車を直進させた際、安全確認不足により、右方向から直進してきた自転車に気付くのが遅れ、自車前部を同自転車に追突させ、転倒した同自転車の運転手に重傷を負わせたものである。